

議第67号

三島市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例案

三島市自転車等駐車場条例（平成6年三島市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「できる時間」の次に「（以下「入出場時間」という。）」を加え、「午前6時から午後9時（三島市三島駅北口自転車等駐車場にあっては、午後12時）まで」を「別表第1の名称の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の入出場時間の欄に掲げるとおり」に改め、同条第2項中「同項ただし書の自転車等を入場させ、若しくは出場させることができる時間」を「入出場時間」に改める。

第5条中「左欄及び中欄」を「名称の欄」に、「右欄に定める駐車対象車両」を「駐車対象車両の欄に掲げるとおり」に改める。

第8条第1項中「（以下「利用者」という。）」を削り、「入場させるとき」の次に「（三島市三島駅南口自転車等駐車場にあっては、駐車場を利用した者が駐車場から自転車等を出場させるとき）」を加え、「その利用者」を「その者」に改め、同項第2号中「30分以内」を「三島市三島駅北口自転車等駐車場又は三島市広小路自転車等駐車場において30分以内」に改め、同条第2項中「期日」を「期限」に、「利用者」を「利用した者」に改め、「得た額」の次に「（三島市三島駅南口自転車等駐車場にあっては、その超過時間24時間までごとに別表第2に定める額）」を加え、同条第3項中「利用者」を「者」に改め、「得た額」の次に「（三島市三島駅南口自転車等駐車場にあっては、入場した時から起算した駐車時間24時間までごとに別表第2に定める額）」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第 1（第 3 条、第 4 条、第 5 条関係）

| 名称 | 位置 | 入出場時間 | 駐車対象車両 |
|-----------------|----------------|-----------------------|---|
| 三島市三島駅南口自転車等駐車場 | 三島市一番町17番21号 | 午前 0 時から 午後 12 時まで | 自転車 原動機付自転車 自動二輪車（排気量が0.125リットル以下のものに限る。） |
| 三島市三島駅北口自転車等駐車場 | 三島市文教町1丁目3番88号 | 午前 6 時から 午後 12 時まで | 自転車 原動機付自転車 自動二輪車（排気量が0.125リットル以下のものに限る。） |
| 三島市広小路自転車等駐車場 | 三島市広小路町11番1号 | 午前 6 時から 午後 9 時まで | 自転車 原動機付自転車 自動二輪車 |

別表第2備考に次のただし書を加える。

ただし、三島市三島駅南口自転車等駐車場にあっては、24時間以内における1回の利用をいう。

別表第3中

「

| 区 分 | | 単 位 | 金 額 | |
|----------------------------|-------|----------|--------|--------|
| | | | 一 般 | 学 生 |
| 自 転 車 | 回数駐車券 | 100円券12枚 | 1,000円 | 1,000円 |
| | 定期駐車券 | 1 箇 月 | 1,500円 | 1,050円 |
| 原 動 機 付 自 転 車 自 動 二 輪 車 | 回数駐車券 | 150円券12枚 | 1,500円 | 1,500円 |
| | 定期駐車券 | 1 箇 月 | 2,500円 | 1,750円 |

」

を

「

| 区分 | | 単 位 | 金 額 | |
|----------------------------|-------|--|--------|--------|
| | | | 一 般 | 学 生 |
| 自 転 車 | 回数駐車券 | 100円券12枚 (三島市三島 駅南口自転車 等 駐 車 場 に あ っ て は 、 12 回 分) | 1,000円 | 1,000円 |
| | 定期駐車券 | 1 箇 月 | 1,500円 | 1,050円 |
| 原 動 機 付 自 転 車 自 動 二 輪 車 | 回数駐車券 | 150円券12枚 (三島市三島 駅南口自転車 等 駐 車 場 に あ っ て は 、 12 回 分) | 1,500円 | 1,500円 |
| | 定期駐車券 | 1 箇 月 | 2,500円 | 1,750円 |

」

に改める。

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

平成30年6月12日提出

三島市長 豊岡 武士